

**令和 7 年度社会福祉法人の法人運営・会計経理に対する
指導監査等支援業務委託 仕様書**

1 業務名

令和 7 年度社会福祉法人の法人運営・会計経理に対する指導監査等支援業務委託

2 目的

勝山市が社会福祉法人に対する指導監査を実施する際に、社会福祉法人の決算財務諸表等の予備調査及び指導監査時の同行等の業務を委託し、所轄庁として指導監査等の業務を円滑に実施し、社会福祉法人の適正な運営を確保することを目的とする。

3 履行場所

(1) 書類審査、事務打合せ場所

勝山市 福祉課（勝山市福祉健康センター「すこやか」内）

(2) 指導監査実施場所

社会福祉法人勝山幸寿会 （住所 勝山市片瀬 15－22）

社会福祉法人松文福祉会 （住所 勝山市旭町 1 丁目 1－56）

社会福祉法人ケイテール翔育会 （住所 勝山市元町 1 丁目 8－17）

社会福祉法人上野福祉会 （住所 勝山市荒土町別所 33－49）

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

- (1) 指導監査を効率的に実施するため、指導監査に必要な書式等（指導監査チェックリスト、指導監査時のマニュアル、報告書様式等）を作成・更新するに当たっての助言を行う。
- (2) 指導監査を実施する上記 4 法人に対し、事前に提出される財務諸表等の決算書類等の書類審査、指導監査への同行及び指導監査結果報告書の作成を行う。
- (3) 指導監査の実施時及び指導監査の結果として追加で調査が必要になった場合等、必要に応じ適宜、相談対応を行う。

6 業務日数

- (1) 指導監査における事前書類審査及び打合せは1法人につき2.0日以上
- (2) 指導監査実施同行は4法人を対象とする。1法人につき1.0日
- (3) 指導監査実施後の勝山市との意見調整 1法人につき0.5日
- (4) 調査書の作成 1法人につき1.0日以上
- (5) その他必要と認める範囲において適宜相談対応を行うものとする。

※ 1日とは概ね6時間とする。

7 その他

仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。